

第37回

令和4年7月12日(火)

抵当権の処分の登記、順位変更、移転、抹消の登記

抵当権の処分・順位変更の登記

抵当権の処分の登記

抵当権の処分の意義

転抵当権の登記

抵当権の譲渡・放棄の登記

抵当権の一部を譲渡（または放棄）した場合

共有抵当権の持分を譲渡（または放棄）した場合

受益債権の一部のために譲渡（または放棄）した場合

抵当権の順位譲渡・順位放棄の登記

同順位抵当権者間 の順位譲渡

抵当権の一部を順位譲渡（または順位放棄）した場合

共有抵当権の持分を順位譲渡（または順位放棄）した場合

後順位抵当権の一部のために順位譲渡（または順位放棄）した場合

抵当権債権の質入れの登記

抵当権の順位変更の登記

順位変更とは

順位変更の意義

登記申請手続

当事者

利害関係人

順位変更の順位変更・更正・抹消登記

順位変更登記の変更登記の可否

順位変更登記の更正登記

抵当権移転登記

包括移転型

相続・合併

会社分割

特定移転型

債権譲渡

債権譲渡による抵当権移転の登記申請手続

代位弁済

民法 392 条 2 項の代位

その他の原因

転付命令・譲渡命令・売却命令

転抵当権の移転